



毎月1日は『安全就業宣言の日』



4月の安全ニュース

令和8年度スタート 全員で事故ゼロを目指しましょう！

○年度末事故発生状況 (R7年度は3月16日現在) (件)

	R5年度			R6年度			R7年度			対前年増減		
	受託	派遣	合計	受託	派遣	合計	受託	派遣	合計	受託	派遣	合計
傷害	25	18	43	20	16	36	22	23	45	+2	+7	+9
賠償	20	18	38	22	5	27	28	6	34	+6	+1	+7
計	45	36	81	42	21	63	50	29	79	+8	+8	+16

○令和7年度の事故の特徴

①転倒事故多発

傷害事故 45 件中 13 件 (受託 6 件・派遣 7 件) 約 29%

【対策】・足元の確認 ・作業前に危険箇所を把握 ・継続的な軽い運動

②車両関係の事故増加 ※高齢者の交通事故の主な原因は、確認不足・判断の遅れ

傷害事故 45 件中 10 件 (受託 4 件・派遣 6 件) 約 22% 前年より 4 件増

賠償事故 34 件中 8 件 (受託 8 件) 約 24% 前年より 1 件増

【対策】・ミラーだけでなく目視確認 ・交差点では必ず一度停止して安全確認

③草刈り (機械刈) による事故増加

受託の賠償事故 28 件中 13 件 (飛散 11 件・接触 2 件) 約 46% 前年より 6 件増

※飛散事故 11 件中、8 件が安全対策不履行

【対策】・安全対策の徹底 (防護ネット、カルマー機の使用)

○賠償責任保険の免責額の引き上げ

令和8年4月1日より、賠償責任保険の免責額が50,000円から100,000円に引き上げられます。会員負担を現状通りとした場合、会員負担25,000円、センター負担75,000円となり、センターの負担額が大幅に増加し、センター運営に大きな影響が及びます。

今後、財政的な持続可能性を確保するため、負担割合の見直しが検討されます。

このような状況を踏まえ、安全対策の不履行が重大事故や大きな損害に繋がることを十分に認識し、事故を未然に防ぐために、基本動作の徹底と安全対策を確実に実施しましょう。

○自転車の罰則強化

2025年11月1日より、改正道路交通法が施行されたことにより、自転車の酒気帯び運転に対して罰則が新設され、自転車運転中の「ながらスマホ」も禁止されて罰則の対象となりました。さらに、2026年4月1日からは、自転車等に対する反則金制度 (青切符の導入) が新設されます。

自転車も車両の一種であり、事故を起こした場合には重大な責任が生じます。自転車だからと油断せず、安全運転を徹底し、事故防止に努めましょう！

令和8年度安全対策標語最優秀作品

「手を抜くな 気を抜くな 慣れの油断が 事故の元」

(公社) 鹿児島市シルバー人材センター 事務局